

造林木（立木）販売公告

次により造林木の販売を一般競争入札により行いますので、購入御希望の方は、本販売公告、造林木等売買契約約款、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター入札心得及び現物を熟覧のうえ、入札してください。

令和8年9月2日

国立研究開発法人 森林研究・整備機構
森 林 整 備 セ ン タ ー
北 海 道 水 源 林 整 備 事 務 所
所 長 葛 西 隆 樹

- | | | |
|------------------|---|-----------------|
| 1 販売物件及び所在地 | } | 別紙「販売物件一覧表」のとおり |
| 2 現地説明の日時及び集合場所 | | |
| 3 販売物件の搬出期間 | | |
| 4 入札及び開札の場所並びに日時 | | |

入札・開札 場 所	札幌市中央区北4条西5丁目1 西鉄・林業会館ビル3階 森林整備センター 北海道水源林整備事務所 執務室		
物件番号 47	開始日時	令和8年10月5日	(月) 9時00分～

5 競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者であること。

- (1) 国立研究開発法人森林研究・整備機構契約事務取扱規程第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者については、この限りではない。
- (2) 国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター（以下「森林整備センター」という。）における令和5年度から令和9年度の一般競争参加資格（造林木等の販売）を有すると認められた者又は国有林野事業に属する林産物の売払契約に係る一般競争に参加する資格（以下「国有林野参加資格」という。）の登録を受けている者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（手続開始の決定後、上記（2）の再認定を受けた者を除く。）
- (4) 農林水産省又は国立研究開発法人森林研究・整備機構の指名停止を受けている期間中でないこと。
- (5) 当該販売物件の収穫調査（測樹）業務の受注者（当該受注者が当該業務契約の一部を委任又は請け負わせた者を含む。）でないこと。

6 販売物件に関する明細、図面を希望する場合の入手方法等

- (1) 問い合わせ先

〒060-0004 札幌市中央区北4条西5丁目1（西鉄・林業会館ビル内）

国立研究開発法人 森林研究・整備機構

森林整備センター 北海道水源林整備事務所 契約管理係

電話番号 011-251-4586 F A X : 011-219-1034

E-mail : sapporo@green.go.jp

(2) 交付期間

令和8年9月2日（水曜日）から令和8年10月2日（金曜日）まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。）の毎日、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）。

(3) 交付方法

手交又は郵送若しくはE-mailにて交付する（現地説明会においても交付する。）。

郵送により交付を希望する場合は、宛名明記の返信用封筒（角2封筒）を同封し請求すること。（返信用の切手代については、上記6(1)へ問い合わせること。）

E-mailによる交付を希望する場合は、必ず公告日、販売物件名、社名、住所、電話番号、E-mailアドレス、代表者名、担当者名を明記の上、上記E-mailアドレスへ送信すること。当方より添付ファイル（PDF形式）により交付する。

なお、メール送信した翌日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く。）午後1時を過ぎても当方より連絡がない場合は、電話にて確認すること。

7 入札方法等

(1) 入札の注意事項については、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター入札心得をご覧ください。

(2) 落札額の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税相当額を除いた金額を入札書に記載すること。

(3) 郵便入札又は事前の持参による入札のみ受け付けます。

入札に参加する者は、入札書を封かんし、所定事項及び物件番号を記載のうえ、「入札書在中」と朱書して、令和8年10月2日（金曜日）午後5時までに到着するように書留郵便若しくは配達証明郵便又は事前の持参により上記6(1)の問い合わせ先へ送付してください。

(4) 森林整備センターの参加資格を有する者が入札に参加する際は、資格確認を円滑に行うため、一般競争参加資格確認通知書（造林木等の販売）の写しを同封するよう御協力願います。

(5) 国有林野参加資格の登録を受けている者が、同資格をもって入札に参加する場合は、同資格の資格確認通知書の写しを同封すること。

また、競争参加資格審査申請書変更届を届け出ている場合は、併せてその写し又は変更事項が確認できる書類を同封すること。

8 伐採許可申請等

販売物件の立木の伐採を行うにあたって必要となる森林法その他法令等に定められた手続きのうち、販売公告年度における保安林内の立木伐採許可等については森林整備センターで許可を受けていますが、搬出期間中に年度が変わるなど、改めて森林法その他法令等に定められた手続きが必要となる場合にあっては、落札者が確実に行うこと。

9 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金
免除します。

(2) 入札の無効

国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター入札心得による。

(3) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

なお、今回の入札は郵便又は持参のみの受付となるため、再度入札は行わないものとする。

(4) 造林木等売買契約約款、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター入札心得については、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センターホームページ (<https://www.green.go.jp/keiyaku/kokoku/index.html>) をご覧ください。

(5) 売買代金の納付期限

売買契約締結日から30日以内

(6) 物件の引渡

売買代金が完納された日

(7) 木材の合法性・持続可能性の証明については、売買契約書に記載することにより証明する。

(8) 国又は都道府県等が木材の供給調整を実施する場合にあっては、売買契約書で定めた搬出期間に関わらず、買受人と森林整備センターで協議の上、搬出時期を遅らせる等の協力を努めるものとする。

(9) 上記9(8)の協議の結果、搬出を一定期間実施しないことにより、売買契約書で定めた搬出期間を延長する場合は、搬出期間の延長に係る搬出延期料について免除するものとする。

販 売 物 件 一 覧 表

物件 番号	物 件 の 所 在 地				販 売 物 件								搬出期間
	郡・市	町・村	大字	字	対象区分	樹種	林齢 (年生)	胸高 直径 (cm)	平均 樹高 (m)	面積 (ha)	本数 (本)	立木材積 (㎡)	
47	河西郡	芽室町	伏美17線84番外		立木 (主伐木)	トドマツ	58	8～56 (平均27)	21	7.21	3,088	2,044.65	販売物件を 引渡した日から 令和10年3月31日 まで
	雄馬別 造林地												
	232 林班				合 計						7.21	3,088	

1. 販売対象物件は、トラ（黒・黄色）テープに囲まれた区域内にある造林木とします。
（トラテープは境界木のため伐倒しない。）
2. 当販売物件の伐採方法は、群状の皆伐です。
3. 上記一覧表の「材積」は、立木材積であり、素材材積ではありませんのでご注意ください。

現地説明日時及び集合場所

・物件番号47 令 和 8 年 9 月 16 日 （水） 10：00～

河西郡芽室町東2条3丁目1「芽室消防署 南側駐車場」